

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>(案)に賛成です。なお、本件は住民基本台帳法令の改正に関わる部分のみとなっておりますが、別氏の扱いは、行政手続のほか、契約など民間の法律行為など広範な影響があるので、政府として、民間の対応を含めた包括的な方針をお示しいただきたいと思っております。また、行政手続における別氏の扱いについては関係法令の改正が必要となることもあると思っておりますので、政府内においてできるだけ統一に対応していただけるよう申し述べます。</p>	<p>○ 旧姓併記に係る政府の取組につきましては、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」(平成28年5月13日男女共同参画会議・閣議決定)、「女性活躍加速のための重点方針2017」(平成29年6月6日全ての女性が輝く社会づくり本部決定)等により、マイナンバーカード等への旧姓併記の推進のほか、旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討などについて決定されているところです。マイナンバーカード等への旧姓併記につきましては、今般の政令改正により、その取組について今後とも適切に推進してまいりたいと考えています。</p>	なし
2	<p>「住民票、個人番号カード及び署名用電子証明書等への旧氏の記載等に関する事項」となっているが、自民党の方針でも総務省の方針でも同時に氏名のフリガナとローマ字を掲載する予定になっていた。 自民党 <a href="http://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/20170314siryou_27-30.pdf">http://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/20170314siryou_27-30.pdf</a> 総務省 以下資料のP18 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000426033.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000426033.pdf</a> 社会的に重要な課題であり、同時に実施すべきであるが、同時にやらないのであれば理由を明確に公表すべきである。 社会的に、法律ではないという理由は通用しない。これまではそれで説明してきているようであるが、法律化していないのであれば、むしろ行政の怠慢ではないか</p>	<p>○ 御指摘の氏名のフリガナ・ローマ字につきましては、平成30年1月に政府で取りまとめ、同年7月に改定した「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日 デジタル・ガバメント関係会議決定)において、「内閣官房は関係府省の協力の下、漢字、代替文字、フリガナ及びローマ字等を含む文字情報の現状や導入方法に関するガイドを2018年度(平成30年度)末までに整備する」とされており、内閣官房(情報通信技術(IT)総合戦略室)において検討が進められていると承知しています。 総務省としては、内閣官房で進められる検討について、必要な協力をしてまいりたいと考えています。</p>	なし
3	<p>04.マイナンバーカード等の記載事項の充実に関するシステム改修の考え方(第3版).pdfの記載内容についてご教授ください。 (4)旧氏の申請、記載の場合はマイナンバーカードや通知カードへの旧氏の記載は、裏書き又は再交付により対応する予定。 (13)旧氏の変更等とマイナンバーカード等の失効との関係にて ○ 旧氏(A)が変更又は削除があった場合のマイナンバーカード等の失効の取扱いは以下のとおり(外国人住民の通称の変更等の場合の取扱いと同様。) ・マイナンバーカードは失効しない。 ※ マイナンバーカードの記載事項が変更されているので、裏書き又は再交付の手続きは必要である。 上記記載内容により、旧氏の申請や変更、削除の場合は裏書きへの対応が必要と解釈しておりますがローマ字表記の場合は旧氏と同様の考え方で良いでしょうか。以下、記載内容では裏書きにて対応を行って良いものか判断しかねております。 2.その他 ○ 希望する者は、住所地市区町村に申し出ることにより、マイナンバーカードにのみローマ字表記の氏名・旧氏(A)(外国人住民にあってはローマ字表記の通称)を記載することができる(ローマ字表記の氏名等は、申出者が住所地市区町村に申し出る。ローマ字表記の方法については、旅券の取扱いを参考とする予定。) 具体例 パターン① 現在通知カードしかもっておらず、マイナンバーカード申請時に合わせてローマ字表記の申請をされた場合は、マイナンバーカード交付時に氏名欄にローマ字表記される。 パターン② 既にマイナンバーカードの交付をうけており、ローマ字表記を申請された場合。 ⇒ マイナンバーカードの再交付 or 裏書きにてローマ字表記を記載。 お忙しいところ、パターン①②の運用方法についてご教授して頂けたら幸いです。</p>	<p>○ 御指摘の氏名のフリガナ・ローマ字につきましては、平成30年1月に政府で取りまとめ、同年7月に改定した「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日 デジタル・ガバメント関係会議決定)において、「内閣官房は関係府省の協力の下、漢字、代替文字、フリガナ及びローマ字等を含む文字情報の現状や導入方法に関するガイドを2018年度(平成30年度)末までに整備する」とされており、内閣官房(情報通信技術(IT)総合戦略室)において検討が進められていると承知しています。 総務省としては、内閣官房で進められる検討について、必要な協力をしてまいりつつ、今後、住民基本台帳制度の運用に関わる事項が生じた際には、適切に制度に反映させてまいります。</p>	なし
4	<p>旧姓のマイナンバー記載とともに氏名のフリガナとローマ字も記載すると総務省は説明していたが、その取り組みがない。同時に実施すべきである。 方が一、同時にできない時には、総務省はそのできない理由を国民に説明する義務がある。</p>	<p>○ 御指摘の氏名のフリガナ・ローマ字につきましては、平成30年1月に政府で取りまとめ、同年7月に改定した「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日 デジタル・ガバメント関係会議決定)において、「内閣官房は関係府省の協力の下、漢字、代替文字、フリガナ及びローマ字等を含む文字情報の現状や導入方法に関するガイドを2018年度(平成30年度)末までに整備する」とされており、内閣官房(情報通信技術(IT)総合戦略室)において検討が進められていると承知しています。 総務省としては、内閣官房で進められる検討について、必要な協力をしてまいりたいと考えています。</p>	なし
5	<p>総務省は旧氏の記載に合わせてフリガナをマイナンバーカードに記載と公表していた。当然チップの中にも入るものとしてアプリ準備をしていますが、公示の旧氏のみでは、ソート機能が使えないので困ります。</p>	<p>○ 御指摘の氏名のフリガナ・ローマ字につきましては、平成30年1月に政府で取りまとめ、同年7月に改定した「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日 デジタル・ガバメント関係会議決定)において、「内閣官房は関係府省の協力の下、漢字、代替文字、フリガナ及びローマ字等を含む文字情報の現状や導入方法に関するガイドを2018年度(平成30年度)末までに整備する」とされており、内閣官房(情報通信技術(IT)総合戦略室)において検討が進められていると承知しています。 総務省としては、内閣官房で進められる検討について、必要な協力をしてまいりつつ、今後、住民基本台帳制度の運用に関わる事項が生じた際には、適切に制度に反映させてまいります。</p>	なし
6	<p>旧氏の記載を求める者が提出する「請求書」について、氏の変更があった者全てについて住民票等に旧氏の記載を行うわけではなく、本人からの申出により記載を行うのであれば、確認資料は本人又は法定代理人等が準備して申出時に提示させるべきではないか。 さらに、旧氏を住民票に記載している者が住所の異動を行う際は、確認資料を送付する必要はなく、外国人の通称と同様に転出証明書に記載し、転入先の市区町村が記載する取扱いで十分だと考える。</p>	<p>○ 今般の政令改正案においては、旧氏の記載を希望する者は、記載を求める旧氏がその者の旧氏であることを証明するため、当該旧氏が記載された戸籍謄抄本等を持参して、住所地市区町村に請求しなければならないこととしています。また、転出証明書の記載事項に「旧氏」を加えることとし、転出先市区町村への確認資料の送付は行わないこととしています。</p>	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
7	<p>以下、「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(案)等の概要」について意見を行う。</p> <p>&gt;2.住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(案)の概要  &gt;(1)住民基本台帳法施行令関係  &gt;○1 住民票の記載事項の追加  &gt;○2 旧氏の住民票への記載等  本改正に賛成である。  これまで、法務省を中心として多くの行政機関で、住民票にその者の旧名の記載も無いのに旧名の使用を可とする定めを行う動きがあったが、当方は住民票にその記載も無いのに公文書で旧名を使用可能とする定めを行う事について反対であった。  しかし、この定めにより、住民票にその記載が行われる事になり、確実な本人確認及び名寄せが行える事になると思われるので、賛成である。(そして、これからは、他行政機関における行政機関提出物での旧氏名の利用について反対しない事とする。)  なお、旧氏については複数の記載を可能とするのか一つしか記載をしないのかは、この概要の書面からは分からないのではあるが(なお、「住民票の写し」においては、複数の氏名履歴を出力させる事が不可能ではないかと思われる。)、住民基本台帳のシステムとしてはその全ての履歴を記録・保存(5年等ではなく、とりあえず戸籍原本保存期間に対応する様な期間。基本としては電磁的記録の場合は永年。)しておくのが適切であると考え。(未だに結婚・離婚を多く繰り返し、名義氏名を変動させようとする者がいると思われる)のであるが、その様な者による結婚とそれによる氏名変更の悪用の危険性を考慮すると、全てについて控えておくのが行政上、また場合により司法上適切であると考え(この必要性は高いと考える。裁判所からの照会(詐欺等の重大な犯罪事態における場合の照会がある事が大いに考えられる)があった時にそれを提出出来ない、などという事態は存在してはならないと考える。))</p> <p>&gt;(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)関係  本改正に賛成である。(1)の改正と対応する妥当な改正と考える。</p> <p>&gt;(3)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令(平成15年政令第408号)関係  本改正に賛成である。(1)の改正と対応する妥当な改正と考える。  なお、これと(1)を合わせてなのであるが、住民基本台帳システムにおいては行政機関が対象個人の過去の氏名の履歴についての照会を行える様にしておくべきであると考え。</p> <p>&gt;3.住民基本台帳法施行規則等の一部を改正する省令(案)の概要  &gt;(1)住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35号)関係  本改正に賛成である。  2.(1)の改正と対応する妥当な改正と考える。</p> <p>&gt;(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する～  本改正に賛成である。  2.(1)の改正と対応する妥当な改正と考える。</p> <p>&gt;(3)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)関係  本改正に賛成である。  2.(1)の改正と対応する妥当な改正と考える。</p> <p>&gt;※ 上記の改正のほか、所要の規定の整備を行う。  内容を見ていないので意見を入れない。</p>	<p>○ 今般の政令改正案においては、旧氏の記載は、氏と同様に本人の同一人性を公証するものであり、複数の旧氏を同時に使い分ける等の悪用を防ぐ観点から、希望する者からの請求に基づき、一人一つの旧氏を記載可能とすることとしています。  また、住民基本台帳ネットワークシステムには、旧氏に係る変更履歴が記録されますが、その保存期間は150年間となります。</p>	なし

※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものはありませんでした。